

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和5年(2023年)5月18日

収支等命令者

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所長 片瀨 博之

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名    | 有明海沿岸道路等広報パンフレット作成業務       |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添仕様書のとおり                  |
| (3) 履行期間     | 契約日から令和5年(2023年)9月29日(金)まで |

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の参加資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に規定する入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 国、地方公共団体等との間において種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらのうち過去5年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している者。
- (7) 佐賀県内に本店を有する者、佐賀県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ令和5年（2023年）5月30日（火）17時までに、下記の提出先に持参又は郵送してください。（郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### (1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1号）
- イ 営業概要書（様式2号）
- ウ 同種業務の履行実績調書（様式3号）

#### (2) 提出先

郵便番号849-0314 小城市芦刈町三王崎318番地1

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所 総務課

電話 0952-66-0912

e-mail [ariakekaiengandouro@pref.saga.lg.jp](mailto:ariakekaiengandouro@pref.saga.lg.jp)

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和5年（2023年）6月1日（木）までに通知します。

### 5 入札書の提出場所等

#### (1) 入札関係書類の交付方法

佐賀県のホームページから入手してください。

#### (2) 入札説明会

実施しません

#### (3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和5年（2023年）6月7日（水）10時00分

イ 場所 佐賀県小城市芦刈町三王崎318番地1

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所 会議室

ウ 入札方法 本人若しくはその代理人により入札書（添付様式）を直接持参又は郵送によって行う入札

代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。

入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和5年（2023年）6月6日（火）

17時までに3(2)の提出先に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「有明海沿岸道路等広報パンフレット作成業務委託に係る入札書在中 1回」と表書きし、再入札の入札書在中の封筒には、「2回」から順に回数を記載して、別々の封筒に入れ、それらをまとめて「入札書在中」と記載して郵送してください。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 入札の撤回等

- 入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできません。
- (6) 落札者の決定方法
- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- (7) 入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出してください。
- (8) 再度の入札
- ア 開札をした場合において、前記(6)の規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札を行います。(以下、「再入札」という)
- イ 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とします。
- ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。
- (9) 入札参加資格の喪失
- 入札者は入札日時までにおいて、次の場合に該当することになったときは、入札参加資格を失うものとします。
- ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき
- ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき
- エ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のイからキまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき
- オ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき
- (10) 公告に関する質疑応答
- ア 質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和5年(2023年)5月25日(木)17時までに、下記(16)の部署に電子メールで送信して下さい。
- イ 質問に対する回答は、令和5年(2023年)5月29日(月)までにメールで行います。
- (11) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 代金の支払い方法 完了払い
- (14) 当該入札に定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによるものとします。
- (15) 詳細は「業務仕様書」を確認してください。

(16) 問合せ先

郵便番号 849-0314 小城市芦刈町三王崎318番地1

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所 総務課

電話 0952-66-0912

メールアドレス [ariakekaiengandouro@pref.saga.lg.jp](mailto:ariakekaiengandouro@pref.saga.lg.jp)